

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 崎山 晃
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月 16 日付け教保第 1853 号沖縄県教育委員会教育長より一部改正の通知がありました。

つきましては、本市小中学校における感染対策を下記のとおりとします。ご理解とご協力をお願いします。

なお、令和 4 年 8 月 31 日付け石教教第 564 号「9 月 1 日からの新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」を廃止とします。

記

- 1 実施期間 令和 5 年 4 月 3 日（月）～当面の間
※新型コロナウイルスが 5 類感染症へ引き下げられる予定の 5 月 8 日までの期間及びその後において変更が生じる場合がある。
- 2 学校関連
感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続する。
 - ① 授業（給食含む。）⇒通常どおりとする。
※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」2023.4.1Ver9 を参考
 - ② マスク着用の基本的な考え方
 - 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
 - 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにすること。児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
 - 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましい。これは部活動等において同様の活動を実施する場合も同様である。
 - 感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにする。
 - 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うように児童生徒に指導する。
 - ③ 部活動等について
地域の感染状況を踏まえた上で以下の点に留意しながら活動を行うこととする。
 - 児童生徒に発熱や喉頭通、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は、部活動等への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
 - 児童生徒の健康・安全の確保のため、児童生徒だけに任せるのではなく、教師等が活動状況を確認する。
 - 活動時間や休養日について、「石垣市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針改訂版（令和 2 年 5 月）」に準拠するとともに、実施内容等には十分留意する。

- 同じ部活動に所属する児童生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、部活動の活動内容等に応じて、児童生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるものの、その場合においても、着用を強いることがないようにする。
- 学級・学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は参加しないこと。
- 各種大会へ参加する前には健康チェックを行う。
- ※地域のスポーツクラブ等に通う児童生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこととする。

3 その他の取扱い

- ① 児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときや、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるときは出席停止とする。 また、登校時や登校後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
(学校保健安全法第 19 条)
※発熱等の際は、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。受診の際には、再登校の規準について必ず医師に確認し、その指示に従うよう指導する。
(令和 4 年 1 月 12 日付け教保第 1593 号参照)
- ② 家庭内に陽性者がいる場合、その児童生徒は、出席停止とします。ただし、当該濃厚接触者が検査で「陰性」と判定されたときは、登校を可とする。(学校保健安全法第 19 条)
※濃厚接触者：当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、5 日間は出席停止。6 日目解除。又は、最終接触から 2・3 日目の抗原キット検査陰性。3 日目から登校可能とする。
(抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること)
- ③ 給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせる場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1m 程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととする。
- ④ 登校時の児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。登校時の健康状態の把握には、健康観察表などを活用する。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員等が検温及び健康観察等を行う。
- ⑤ 石垣市学校 P C R 検査は令和 5 年 3 月 3 1 日で終了とする。